

## 長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本市における若者の定住の促進及び産業の担い手の確保を図るため、大学等の在学中に奨学金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）であって、地元企業に就職したものの奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条の表に規定する大学、大学院、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金をいう。
- (3) 地元企業 本市内に本店又は主たる事務所を有する法人（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、被貸与者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 長野県外に所在する大学等を卒業し、又は修了した者
  - イ 大学等への入学の日前に長野県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者であって、長野県内に所在する大学等を卒業し、又は修了したもの
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 地元企業との間で、期間の定めのない労働契約を締結し、就労していること。
- (4) 第6の規定による認定を申請する日の属する年度の4月1日において30歳未満であること。
- (5) 大学等の在学中に、長野市、須坂市、千曲市、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町若しくは高山村又は上水内郡信濃町、小川村若しくは飯綱町に所在する事業所において、インターンシップ（学生が就職に当たって行う企業などでの実習体験をいう。）、大学等の教育に係る実習その他の就業体験（以下「インターンシップ等」という。）に参加していること。
- (6) 補助金の交付期間の終了後も引き続き本市に住所を有し、定住する意思があること。
- (7) 市税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（長野市暴

力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

(9) この要綱による補助金と同種のものであると市長が認める県の補助金等の交付を受けていないこと。

（対象経費）

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、交付対象者が返還する奨学金とする。ただし、繰上返還をした場合の当該繰上返還をした奨学金の額は、対象経費に含まないものとする。

2 対象経費に係る期間（以下「対象期間」という。）は、大学等を卒業し、又は修了した月の翌月から起算して6月を経過した日の属する月から5年を経過する日の属する月までとする。

3 前項の規定にかかわらず、交付対象者が第3各号の要件を満たさなくなったときは、当該月をもって対象期間は終了するものとする。ただし、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他のやむを得ない理由により離職し第3第3号に該当しなくなった場合であって、当該離職した日から3月を経過した日まで間に新たに地元企業との間で期間の定めのない労働契約を締結し、就労したときは、この限りでない。

（補助率等）

第5 補助金の補助率は、対象経費の2分の1以内とし、1年度につき96,000円を限度とする。ただし、当該年度における対象期間が12月に満たない場合には、96,000円を12で除し、これに当該年度における対象期間の月数を乗じて得た額を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象者の認定等）

第6 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

2 認定を受けようとする者は、長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 在学証明書（提出する日以前2月以内に発行されたものに限る。）

(2) 奨学金貸与証明書その他の奨学金の借入れを証する書類

(3) 住民票の写し（第3第1号イに該当する場合に限る。）

(4) 高等学校の卒業証明書その他の第3第1号イに掲げる要件を満たすことが確認できる書類の写し（第3第1号イに該当する場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定する申請書等の提出期間は、交付対象者が地元企業に就職を予定する年度の前々年度（令和4年度から令和6年度までの年度に限る。）において市長が別に定める期間とする。

4 市長は、第2項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、認定の可否を決定し、その旨を第2項に規定する申請書等を提出した者に通知するものとする。

(認定の変更等)

第7 第6第4項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けた者（以下次項において「認定者」という。）は、当該認定の内容の変更をし、又は当該認定の中止若しくは廃止をしようとするとき（第9第2項に規定する場合を除く。）は、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、認定者が次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 認定を受けた日の属する年度の翌々年度の9月30日までに、認定を受けた大学等を卒業せず、又は修了しないとき。
- (3) 認定を受けた大学等を卒業し、又は修了した日以後における最初の10月1日までに地元企業に就職しないとき。
- (4) 対象期間の各年度において、第8第3項に規定する提出期限までに同第8第1項及び第2項に規定する申請書等の提出をしないとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(補助金の交付申請等)

第8 規則第3条に規定する申請書は、長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 貸与奨学金返還確認票その他の奨学金の返還予定額を証する書類
- (2) 大学等を卒業し、又は修了したことを証する書類
- (3) 地元企業との雇用契約書その他の第3第3号に掲げる要件を満たすことが確認できる書類の写し
- (4) 住民票の写し
- (5) インターンシップ等に参加したことが確認できる書類
- (6) 市税の納付確認に関する同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、当該年度において初めて奨学金の返還をする日までとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助事業の内容変更等)

第9 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市若者奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）及び市長が必要と認める書類
- (2) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき 長野市若者奨学金返還支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）及び市長が必要と認める書類

2 前項の申請について、市長が補助事業の変更又は中止若しくは廃止の承認をした場合には、認定もこれに伴い変更され、又は中止若しくは廃止がされるものとする。

(実績報告)

第10 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市若者奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 就労証明書（様式第6号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還額を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日とする。

（補助金の交付請求書）

第11 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6関係）

（第1面）

長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

長野市若者奨学金返還支援事業補助金の交付対象者であることの認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付対象者に関する事項

申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日 ( 歳)
	氏 名				
就学先	大 学 等 の 名 称				
	学 部 ・ 学 科 等				
	所 在 地				
	卒 業 ・ 修 了 見 込 年 月	年 月			
奨学金	種 類	<input type="checkbox"/> 第一種学資貸与金 <input type="checkbox"/> 第二種学資貸与金			
	貸 与 （ 予 定 ） 期 間	年 月 から 年 月 まで			
	貸 与 額	月額	円	総額	円
地元企業への就職見込年月		年 月			
補助金の交付期間終了後も、長野市に定住する意思がありますか。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

(第2面)

2 関係書類

- (1) 在学証明書
- (2) 奨学金貸与証明書その他の奨学金の借入を証する書類
- (3) 住民票の写し
- (4) 高等学校の卒業証明書その他の第3第1号イに掲げる要件を満たすことが確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8関係）

長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で認定を受けた長野市若者奨学金返還支援事業について補助金の交付を受けたいので申請します。

記

- 1 補助事業の内容
- 2 補助事業の期間
- 3 補助事業に要する経費 円
- 4 補助金の申請額 円
- 5 関係書類
  - (1) 貸与奨学金返還確認票その他の奨学金の返還予定額を証する書類
  - (2) 大学等を卒業し、又は修了したことを証する書類
  - (3) 地元企業との雇用契約書その他の第3第3号に掲げる要件を満たすことが確認できる書類の写し
  - (4) 住民票の写し
  - (5) インターンシップ等に参加したことが確認できる書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類

---

同意書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市若者奨学金返還支援事業の交付申請に当たって、市民税の納付状況を確認することに同意します。

住所  
氏名 ⑩

様式第3号（第9関係）

長野市若者奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった  
年度長野市若者奨学金返還支援事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他



様式第4号（第9関係）

長野市若者奨学金返還支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった  
年度長野市若者奨学金返還支援事業の内容を下記のとおり中止（廃止）  
をしたいので、承認してください。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 補助事業の遂行状況
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 その他

様式第5号（第10関係）

長野市若者奨学金返還支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた  
年度長野市若者奨学金返還支援事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業に要した経費 円

3 補助事業の完了年月日 年 月 日

4 関係書類

- (1) 就労証明書
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還額を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10関係）

就労証明書

（宛先）長野市長

ふりがな	
本人氏名	
期間の定めのない労働契約であるか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
就労開始日	年 月 日
就労先住所	
就労先事業所名	
所属部署名	
備考	

上記のとおり、就労していることを証明します。

年 月 日

証明書発行事業所住所 \_\_\_\_\_

証明書発行事業所名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

担当部署・担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先（電話） \_\_\_\_\_

様式第7号（第11関係）

長野市若者奨学金返還支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった 年  
度長野市若者奨学金返還支援事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円
- 2 請求額 円

3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入)										